

<参 考>

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる  
社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

【歳入】

（単位：千円）

項 目	予算額
地方消費税交付金	357,500
うち社会保障財源化分	195,000

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

款 項	主な事業	事業費	財 源 内 訳		
			国県支出金	その他 特定財源	一般財源
3款 民生費		2,009,473	977,052	124,977	907,444
1項 社会福祉費	障害者自立支援給 付事業、地域生活支 援事業、高齢者福祉 費、福祉医療費	1,318,213	508,304	56,716	753,193
2項 児童福祉費	児童措置費、保育園 費、施設型給付費負 担金、地域子育て支 援拠点事業、延長保 育促進事業	691,260	468,748	68,261	154,251
4款 衛生費		541,769	12,051	110,012	419,706
1項 保健衛生費	保健活動費、健康増 進事業費、母子保健 事業費、予防費	111,769	12,051	10,012	89,706
3項 病院費	病院費	430,000		100,000	330,000
合 計		2,551,242	989,103	234,989	1,327,150
一般財源のうち、社会保障財源化分の地方消費税交付金					195,000

※引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）は、消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、用途の明確化を求められています。